

滋賀県がんばる医療応援補助金 FAQ

項目1：補助金全般について

問1 医療従事者の定義は。

(答)

- 本補助金においては、医師、看護師をはじめとする医療分野において専門的な知識・技術を持つ者を指します。

項目2：業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業について

問2 事務職員の業務省力化・効率化を目的としたICTシステム（会計システム）の導入費用は対象経費として認められるか。

(答)

- 本補助金は医療従事者の確保・定着を目的としているため、事務職員の業務省力化・効率化を目的としたICTシステムは対象経費として認められません。

問3 音声入力ソフトの導入を検討しているが、導入時に同時に支払う保守費用（ランニングコスト）も補助対象として認められるか。

(答)

- 本補助金の対象経費は導入にかかる経費（イニシャルコスト）のみを対象としているため、保守費用（ランニングコスト）は対象経費として認められません。

問4 医師や看護師が使用するPCの更新を検討しているが、補助対象として認められるか。

(答)

- 最終的には交付申請書により判断することになりますが、医療従事者の業務省力化・効率化に資するものであれば、補助対象として認めます。

問5 ICTシステムに付随する備品でなくとも、業務省力化・効率化に資する設備や備品（例：入浴介助、患者運搬）であれば補助対象として認められるか。

(答)

- 最終的には交付申請書により判断することになりますが、医療従事者の業務省力化・効率化に資するものであれば、補助対象として認めます。

項目2：当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業について

問6 専ら事務職員が使用する当直室・休憩室の備品購入は対象経費として認められるか。

(答)

- 本補助金は医療従事者の確保・定着を目的としているため、専ら事務職員が使用する当直室・休憩室の備品購入は対象経費として認められません。

問7 医療従事者が使用する当直室・休憩室の備品購入として、PC、テレビ、空気清浄機、カーテンの更新を考えているが、対象経費として認められるか。

(答)

- 最終的には交付申請書により判断することになりますが、医療従事者の勤務環境の改善に資するものであれば、補助対象として認めます。

問8 食堂室（職員の休憩室を兼ねている）の設備・備品の更新に係る費用は補助対象として認められるか。

(答)

- 最終的には交付申請書により判断することになりますが、医療従事者の勤務環境の改善に資するものであれば、補助対象として認めます。